

通達甲（交．免本．資）第10号

平成26年5月30日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

### 暫定停止処分取扱要綱の制定について

このたび、別添のとおり、暫定停止処分取扱要綱を制定し、平成26年6月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

#### 記

別添

#### 暫定停止処分取扱要綱

##### 第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の2の3第1項前段に規定する免許の効力の停止処分（以下「暫定停止処分」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、もって迅速かつ適正な処分を実施し、重大交通事故の未然防止を図ることを目的とする。

##### 第2 準拠

暫定停止処分の取扱いについては、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号。以下「行政処分取扱規程」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

##### 第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 一定の病気等 法第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号に規定する病気等をいう。

- 2 警察署長等 警察署長及び高速道路警察隊長をいう。
- 3 主治医 施行規則第18条の4第2項、第29条の3第3項、同条第5項及び第29条の5第2項に規定する主治の医師（認知症については認知症に関し専門的な知識を有する医師を含む。）をいう。
- 4 認定医 施行規則第18条の4第1項、第29条の3第2項及び第29条の5第1項に規定する東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める医師をいう。

#### 第4 暫定停止処分の条件

暫定停止処分は次のいずれかに該当する場合に執行するものとする。

- 1 免許を受けている者（以下「免許保有者」という。）が自動車等の運転により交通事故を起こし、当該交通事故の状況からその者に一定の病気等であるとの疑いが認められる場合に、法第102条第1項から第4項までの規定による臨時適性検査（以下単に「臨時適性検査」という。）を行うとき又は法第102条第1項から第3項までの規定による医師の診断書の提出（以下単に「診断書の提出」という。）を命じるとき（臨時適性検査事務処理要綱（平成6年4月28日通達甲（交. 免本. 安）第11号）第12の2の規定により道府県警察からの移送を受けた場合を含む。）。
- 2 法第101条の6第1項に規定する医師からの届出（以下単に「医師からの届出」という。）により免許保有者に対して臨時適性検査を行う場合又は診断書の提出を命じる場合（法第101条の6第4項の規定による通知を道府県公安委員会から受けた場合を含む。）
- 3 免許保有者に一定の病気等であるとの疑いが認められる場合で、かつ、その主治医が作成した診断書等からは、一定の病気等に該当していることは判明するものの、公安委員会が取消し等の処分の判断ができない場合に、臨時適性検査を行うとき又は診断書の提出を命じるとき。

#### 第5 警察署長等の運転免許本部長への通報等

- 1 警察署長等は、交通事故を起こした免許保有者に一定の病気等であるとの疑いが認められる場合は、臨時適性検査事務処理要綱第4の5の規定による関係書類の送付に先立ち、別記様式第1の「暫定停止事案発生速報票」により、速やかに運転免許本部長（運転者教育課経由）へ通報するものとする。
- 2 運転免許本部長は、前1による通報を受けた場合において、当該免許保有者が道府県居住者であるときは、臨時適性検査事務処理要綱第12の1の規定による関係書類の移送に先立ち、別記様式第2の「暫定停止事案対象者通報書」により、その者の居住地を

管轄する道府県警察本部の行政処分担当所属へ速やかに通報するものとする。

## 第6 暫定停止処分の執行

- 1 暫定停止処分の執行は、運転免許本部長が行うものとし、臨時適性検査事務処理要綱第8の1の規定による通知（以下「検査通知」という。）の際又は同第8の2の規定による診断書の提出命令の際に行うものとする。ただし、被処分者に対して臨時適性検査を行おうとする場合において、臨時適性検査を行う日が定まらず、検査通知ができないときは、暫定停止処分の執行を先行し、執行後速やかに検査通知を行うものとする。
- 2 暫定停止処分の執行は、処分対象者に処分理由を告げた上で、行政処分取扱規程別記様式第13の5の6を交付して行うものとする。この場合において、運転免許本部長は、当該処分対象者から処分に係る運転免許証の提出を受け、保管するものとする。
- 3 前1及び2の場合において、処分対象者が島部警察署の管轄区域内に居住するときは、運転免許本部長は、暫定停止処分の執行を島部警察署長に依頼することができる。

## 第7 不服申し立て等の教示

運転免許本部長は、暫定停止処分を執行する場合には、当該処分対象者に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求に関する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟に関する教示を書面で行わなければならない。

## 第8 弁明の機会の付与

- 1 運転免許本部長は、暫定停止処分を受けた者（以下「被処分者」という。）に対し、当該暫定停止処分を執行した日から5日以内に弁明の機会を与えるものとする。
- 2 前1による弁明は、運転免許に関する行政処分事務処理要綱（昭和52年12月1日通達甲（交. 免本. 行）第112号）別記様式第35の「弁明調書」に記録するものとする。
- 3 運転免許本部長は、島部警察署の管轄区域内に居住する被処分者に対する弁明の機会の付与及び当該弁明の記録については、島部警察署長に依頼することができる。

## 第9 暫定停止処分の解除

- 1 運転免許本部長は、被処分者が暫定停止処分の期間中に臨時適性検査を受け、認定医又は主治医の診断書により暫定停止処分を継続する理由がなくなると認められる場合には、速やかに被処分者に対し、当該暫定停止処分を解除することを告げた上で、別記様式第3の「暫定停止処分解除通知書」による通知を行うものとする。
- 2 前1の場合において、被処分者が島部警察署の管轄区域内に居住するときは、運転免

許本部長は、暫定停止処分の解除を島部警察署長に依頼することができる。

別記様式第 1

暫 定 停 止 事 案 発 生 速 報 票																																							
発信年月日		年 月 日 午前・午後 時 分																																					
受理年月日		年 月 日 午前・午後 時 分																																					
取扱所属		署 隊		取扱者				免 本 取 扱 者								事 件 番 号																							
被 通 報 者	本 籍																																						
	住 所												職 業																										
	氏 名										性 別		男		生年月日				年 月 日生																				
	氏名コード										女						( 歳)																						
	免許種別																		運 転 車 両																				
	大		中		準		普		大		大		普		小		原		け		大		中		普		大		け		大		中		準		普		車種・ナンバー
型		型		型		通		特		二		自		自		特		付		引		型		型		通		特		引		型		型		中		通	
第一種免許										第二種免許						仮免許																							
免許証		第 号 年 月 日 公安委員会交付																																					
通 報 理 由																																							
発生日時		年 月 日 午前・午後 時 分																																					
発生場所												路 線 名																											
事故の形態																																							
事故概要等																																							
参考事項																																							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2

暫定停止事案対象者通報書

第 号  
年 月 日

殿

警視庁運転免許本部長 印

道路交通法第104条の2の3第1項前段に該当すると思われる者を発見したので通報する。

住 所	
氏 名	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
理 由	
備 考	

注 別記様式第1の「暫定停止事案発生速報票」の写しを添付すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

暫定停止処分解除通知書

第 号  
年 月 日

殿

警 視 総 監 印

道路交通法第104条の2の3第1項前段の規定により、 年 月  
日付けで執行したあなたの運転免許の効力の停止処分を、同項後段の規定に  
より、 年 月 日付けで解除するので通知します。

住 所	
氏 名	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	道路交通法第103条第1項第 号に該当しないことが明らかになったため

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。